

平成27年4月17日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年2月分)について

平成27年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年2月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、2月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた319件（市区町村において発生した1件、委託業者等が発生させた20件を含む。）のうち、公表可能な302件（システム事故6件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

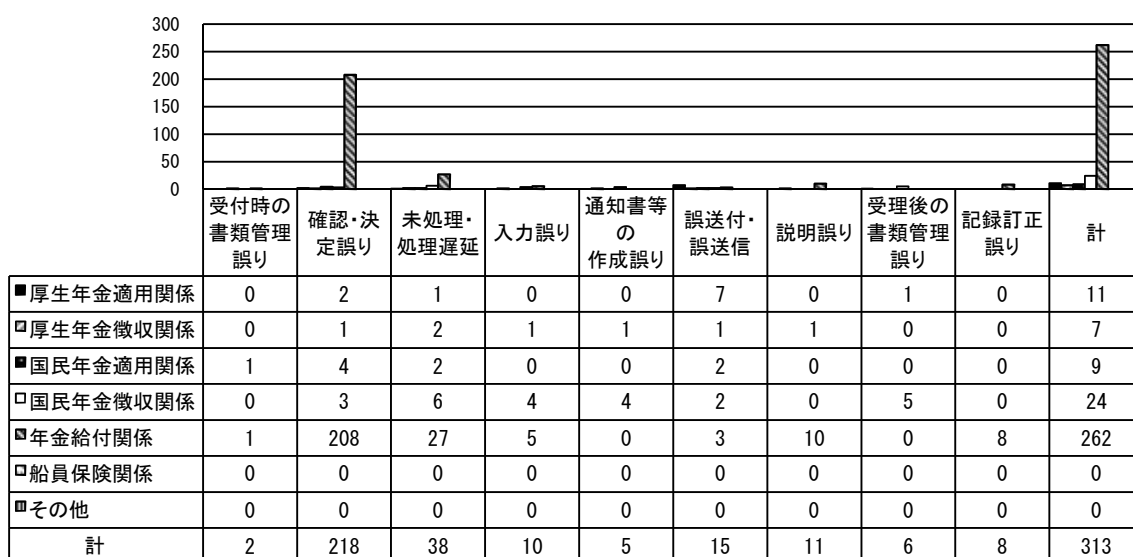
事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

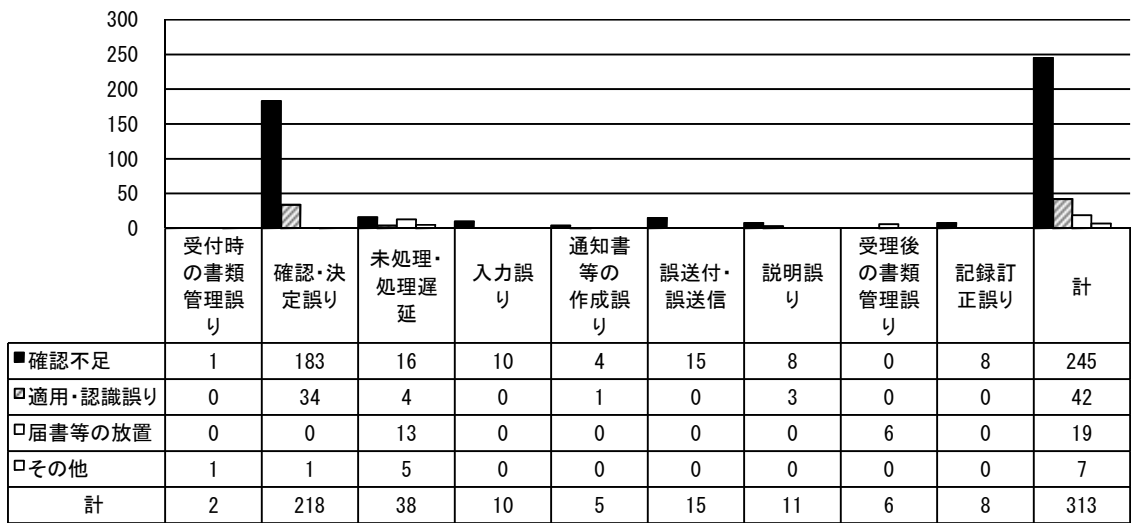
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	53(18)	53(18)
平成25年度発生	---	---	---	---	9	22(2)	31(2)
平成24年度発生	---	---	---	3	2(1)	5	10(1)
平成23年度発生	---	---	1	1	1	2	5
平成22年度発生	---	1	0	0	1	4	6
平成21年度以前発生							
（機構発足後）	0	0	0	0	0	0	0
（社会保険庁時代）	0	6	2	14	74	91	187
計	0	7	3	18	87(1)	177(20)	292(21)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

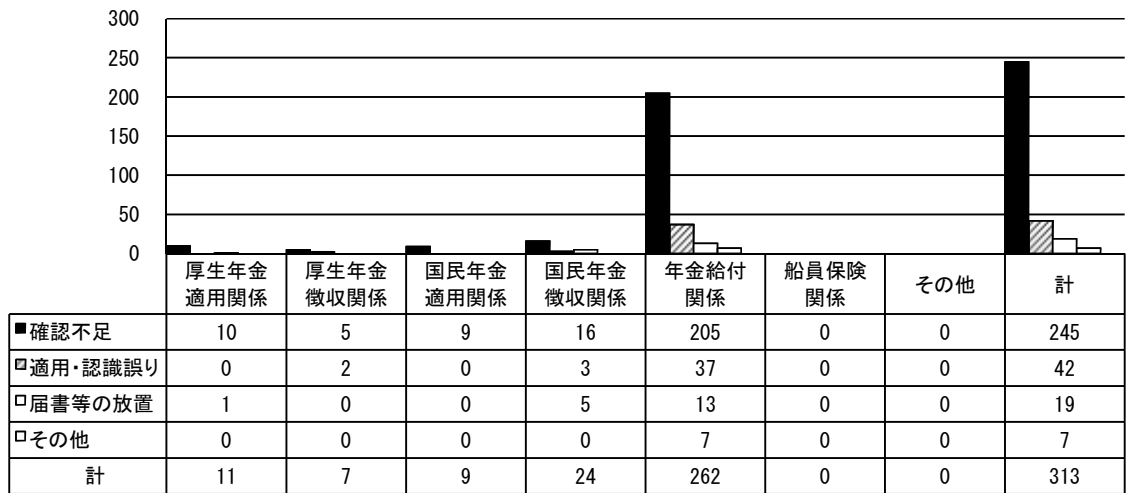
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



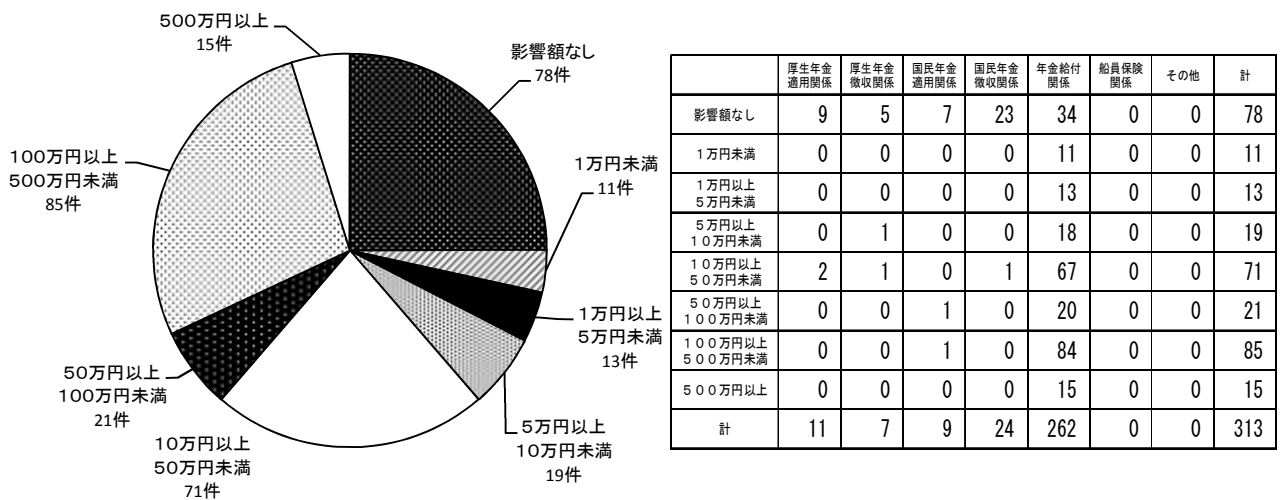
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



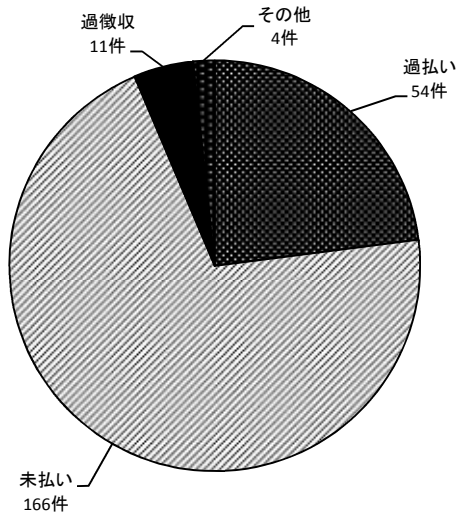
4 原因別・制度等別内訳



5 影響額別内訳



6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額
過払い	43,215,660	800,290
未払い	309,143,064	1,862,307
過徴収	2,361,698	214,699
未徴収	0	0
誤還付	0	0
その他	24,221,016	6,055,254
計	378,941,438	1,612,516

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	4件	24,221,016
-------------	----	------------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	232件	74.1%
外部	81件	25.9%
計	313件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2014年9月3日	「二以上勤務被保険者 標準報酬月額決定通知書」における厚生年金保険料率の印字誤り	5事業所	—	0
2003年4月1日	厚生年金記録と統合共済記録において重複期間がある者の裁定誤り	3名	未払い	20,149
1994年12月15日	平成6年法律改正に伴う従前額保障にかかる年金額計算誤り	71名	未払い	1,730,951
2014年4月1日	平成26年4月年金額改定処理誤り	35名	過払い	25,763
2014年4月15日	船員保険における被保険者賞与支払届処理にかかる保険料計算誤り	7事業所	未徴収	11,368,157
2014年4月15日	健保・厚年被保険者標準報酬改定通知書への出力不具合	5事業所	—	0

(注) システム事故の詳細は、別添「日本年金機構の平成27年2月分のシステム事故一覧」を参照して下さい。

○日本年金機構の平成27年2月分の事務処理誤り一覧(1～31ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号	1～11
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号	12～15
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号	16～24
4. 国民年金徴収関係	6P	整理番号	25～48
5. 年金給付関係	8P	整理番号	49～296

○日本年金機構の平成27年2月分のシステム事故一覧(32ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2014年 4月3日	2014年 6月30日	<p>○年金事務所から連絡があり、被保険者記録を確認したところ、国民健康保険組合を脱退し、健康保険に加入するために提出された資格取得届を入力する際、国民健康保険を脱退したことの記述を見落としの結果、厚生年金保険に重複加入させていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料の差額分について減額調整しました。</p> <p>●担当部署において、国民健康保険組合を脱退し、健康保険に加入する際の事務処理方法について周知・徹底しました。</p>	1事業所 1名	過徴収	157,504
2	高齢任意被保険者の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2013年 12月5日	2014年 8月19日	<p>○担当が高齢任意加入被保険者にかかる算定基礎届の処理状況を確認したところ、前年度に月額変更届が提出された際、健康保険の標準報酬月額のみ改定処理を行い、厚生年金保険の改定処理を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●厚生年金保険の改定処理を行い、保険料の差額分について減額調整しました。</p> <p>●担当部署において、高齢任意加入被保険者の原票と窓口装置の記録を、毎月保険料計算日前までに突合せするよう周知・徹底しました。</p>	1名	過徴収	157,157
3	厚生年金適用関係 通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	奈良	桜井	2014年 9月5日	2014年 9月8日	<p>○事業所から、他社に送付すべき資格取得届の不備届書が送付されてきたと問合せがあり、不備返戻誤りが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した資格取得届を回収し、本来送付する事業所あてに送付しました。</p> <p>●担当部署において、事業所あてに不備届書を返戻する際は、返戻決裁後の送付書と返戻届書の突合せ及び封入封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所 2名	—	0
4			静岡	事務センター	2014年 9月5日	2014年 9月8日	<p>○社会保険労務士から、受託していない事業所の標準報酬決定通知書、添付書類が送付されてきたと問合せがあり、送付誤りが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した通知書等を回収し、本来送付する事業所あてに送付しました。</p> <p>●担当部署において、決定通知書を送付する際は、決裁時に送付先の確認を徹底すること、封入・封緘作業は専用場所で行うことを周知しました。</p>	2事業所 1名	—	0
5			東京	練馬	2014年 11月6日	2014年 11月7日		1事業所 1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
6	厚生年金適用関係 通知書等の送付誤 り	誤送付・誤送信	神奈川県	事務センター	2014年 11月12日	2014年 11月13日	○社会保険労務士から、他の社会保険労務士あてに送付すべき封筒が送付されてきたと問合せがあり、宛名シールの作成誤りによる誤送付が判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した封筒を回収し、本来送付する社会保険労務士あてに送付しました。なお、封筒は未開封であったため個人情報の漏えいはありませんでした。 ●委託業者に対して、社会保険労務士あての宛名シールを作成する際は、登録する社会保険労務士コードの確認を徹底するよう指導しました。	3事業所	—	0
7			群馬	高崎広域 事務センター	2014年 10月20日	2014年 10月21日	○社会保険労務士から、受託していない事業所の標準報酬決定通知書が送付されてきたと問合せがあり、送付誤りが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付する社会保険労務士あてに送付しました。	1事業所 2名	—	0
8			北海道	事務センター	2014年 9月11日	2014年 9月19日	●委託業者に対して、届書に添付された返信用封筒の適正な管理及び封入封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	3事業所 48名	—	0
9			北海道	事務センター	2014年 9月11日	2014年 9月24日		1事業所 1名	—	0
10	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	東京都	事務センター	2014年 8月27日	2014年 9月11日	○事業所から健康保険被保険者証が届かないと問合せがあり、確認したところ、健康保険被扶養者異動届の処理漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●被扶養者異動届の入力処理を行い、資格証明書を交付しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	1事業所 1名	—	0
11			受理後の書類管理 誤り	宮城県	仙台北	2014年 7月4日	2014年 8月26日	○事業所から届書の処理状況について問合せがあり、住所変更届が紛失していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所変更届を再提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、簡易書留郵便により受付した届書についても、必ず新規受付届書用の保管ボックスに引継ぎを行うことを周知・徹底しました。	1事業所 1名	—

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
12	保険料の調査決定事務の誤り	説明誤り	奈良	奈良	2014年 1月21日	2014年 2月20日	○担当者が保険料収納状況を確認したところ、事業所が重複納付した保険料の調整方法について問合せがあった際、保険料を充当する月を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、重複した保険料の充当月を説明する際は、保険料収納状況の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
13	領収済通知書の誤り	入力誤り	東京	世田谷	2014年 9月22日	2014年 11月27日	○担当者が収納事務を行う際、保険料の収納状況を確認したところ、納付受託証券等報告書の収納機関区分を、誤って入力したことにより、誤った金額の延滞金納付書を送付したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●納付書の差替えを行いました。 ●担当部署において、納付受託証券等報告書を入力する際のダブルチェックの徹底について周知しました。	1事業所	—	0
14	保険料納入告知額・領収済額通知書の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	事務センター	2014年 10月20日	2014年 10月24日	○事業所から、他社に送付すべき保険料納入告知額・領収済額通知書が送付されてきたと問合せがあり、送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所あてに交付しました。 ●委託業者に対して、封入封緘時のダブルチェック及び管理表による全体件数の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	—	0
15	債権現在額申立書の作成誤り	通知書等の作成誤り	栃木	栃木	2014年 10月8日	2014年 10月20日	○担当者が収納事務を行った際、債権現在額申立書の作成誤りにより、延滞金を過徴収していたことが判明しました。 ●担当者が破産管財人にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●破産管財人より還付請求書を受領し、過徴収した保険料を還付しました。 ●担当部署において、滞納整理関係事務処理要領を再確認するとともに、債権現在額申立書の作成時及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	246,400

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
16	国民年金任意加入 申出書の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2009年 8月3日	2013年 5月31日	<p>○お客様からの問合せにより、国民年金任意加入申出書を受付する際、以前任意加入の申出を行っていた未納期間は合算対象期間とならないにもかかわらず、誤って合算対象期間として算入していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●年金機能強化法により、合算対象期間と取り扱うことになったため、年金請求書を受理し、裁定処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、合算対象期間の確認項目等を漏らさないよう、周知・徹底しました。</p>	1名	—	0
17			大阪	淀川	2014年 5月12日	2014年 6月23日	<p>○お客様から、国民年金保険料を480月納付したにもかかわらず委託業者より納付督促の電話が入ったと問合せがあり、「65歳未満喪失予定年月日到達リスト」の確認不足により、資格喪失申出の処理が遅れたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付しました。</p> <p>●資格喪失申出の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、毎月配信される「65歳未満喪失予定年月日到達者リスト」の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
18			愛知	豊田	2008年 6月17日	2014年 9月18日	<p>○年金相談時にお客様の記録を確認したところ、厚生年金保険の中高齢者の特例により受給権を満たしていたにもかかわらず、任意加入申出書を受理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●資格喪失申出の処理を行い、年金の支払いを確認しました。</p> <p>●担当部署において、毎月配信される「65歳未満喪失予定年月日到達者リスト」の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	4,542,490
19			埼玉	川越	2009年 12月25日	2013年 1月10日	<p>○事務センターで年金請求書を審査した際、厚生年金加入期間と共済組合退職一時金決定済期間により受給権を満たしていたにもかかわらず、任意加入申出書を受理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●任意加入の取消処理を行い、過徴収した保険料の還付を確認しました。</p> <p>●担当部署において、共済組合の退職一時金決定済期間については、被用者年金加入期間に算入できることを周知・徹底しました。</p>	1名	過徴収	523,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
20	国民年金適用関係 通知書の送付誤り	誤送付・誤送信	青森	青森	2014年 7月4日	2014年 7月7日	○お客様から他人の国民年金第3号被保険者資格該当通知書が送付されたとの 問合せがあり、送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付するお客様あてに通知書を送付しま した。 ●担当部署において、お客様あてに通知書を送付する際は、封入・封緘時のダブル ルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
21			三重	四日市	2014年 10月30日	2014年 11月6日	○お客様から、送付された国民年金第3号被保険者届の提出勸奨文書に他人の 記録が添付されていると問合せがあり、確認したところ、誤って記録補正依頼対 象者一覧を添付し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した一覧を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘作業を行う際は、封緘作業担当者を明示し、複 数名で確認するよう周知・徹底しました。	15名	—	0
22	国民年金適用関係 届書等の処理漏れ	受付時の書類管理 誤り	東京	八王子	2013年 7月5日	2015年 1月16日	○担当者が国民年金第3号被保険者届の処理状況を確認したところ、組合管掌 の事業所から提出された健康保険被扶養者異動届及び国民年金第3号被保険 者届について、国民年金第3号被保険者届のみ処理すべきところ、誤って返戻し していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●再提出いただいた第3号被保険者届の処理を行いました。 ●担当部署において、組合管掌事業所から健康保険被扶養者異動届が提出さ れた際、国民年金第3号被保険者資格取得届の処理要否の確認を徹底するよう 周知しました。	1名	—	0
23		未処理・処理遅延	長崎	長崎南	2002年 10月頃	2014年 8月1日	○お客様より、送付された納付書について問合せがあり、確認したところ、国民年 金被保険者種別変更届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、 遡及した免除申請は認められなかったため、改めてお詫びしたところ、特定期間 該当届を提出いただくことで了承を得ました。 ●特定期間該当届を受理し、入力処理を行いました。 ●担当部署において、役場から提出された国民年金関係諸届(報告書)の処理漏 れがないよう、確認の徹底について周知を行いました。	1名	—	0
24			東京	事務センター	2012年 9月頃	2014年 12月10日	○事業所から国民年金第3号被保険者届の処理状況について問合せがあり、確 認したところ、健康保険被扶養者異動届と同時に提出された国民年金第3号被保 険者届を担当部署へ回付せず、処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●再提出いただいた第3号被保険者届の処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届と同時に提出された第3号被保険者届の 拠点内における引継ぎの徹底について周知しました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
25	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	青森	青森	2014年 4月16日	2014年 4月30日	○お客様から問合せがあり、前納納付書を作成すべきところ、誤って定額納付書を作成したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料の差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付対象期間、未納期間等の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
26			滋賀	事務センター	2014年 6月6日	2014年 7月3日	○領収済通知書のエラー内容について確認を行った際、納付書の保険料種別を4分の1免除で作成すべきところ、半額免除で作成したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行い、正しい金額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時における保険料種別の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
27	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2014年 3月19日	2014年 4月24日	○お客様から問合せがあり、口座振替辞退処理の入カスケジュールの認識不足により、早割による口座振替が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、早割の保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替辞退申出書を受付した際、お客様が希望する辞退月に応じた入カスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
28			神奈川	事務センター	2013年 7月25日	2014年 9月2日	○お客様から問合せがあり、資格関係の処理等を行った際、口座振替の再開処理を行うべきところ失念したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納額の保険料を領収することで了承を得ました。 ●口座振替の再開処理を行い、保険料を領収しました。	1名	—	0
29			東京	府中	2014年 1月10日	2014年 4月30日	●担当部署において、口座振替申出者に対し資格関係の補正処理等を行った際は、口座振替情報の確認を行うよう周知・徹底しました。	1名	—	0
30		入力誤り	茨城	事務センター	2012年 5月22日	2013年 5月28日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料口座振替納付申出書の口座名義人氏名の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、早割、2年前納額等の保険料を領収しました。 ●委託業者に対して、入力時及び入力後の処理結果リストの確認を徹底するよう指導しました。	1名	—	0
31	神奈川		事務センター	2014年 4月30日	2014年 5月22日	6名		—	0	
32	青森		事務センター	2014年 6月16日	2014年 8月25日	1名		—	0	
33	愛知		事務センター	2014年 3月17日	2014年 5月30日	1名		—	0	
								○担当者が口座振替不能者一覧表を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の預金種別を「当座預金」で入力すべきところ、誤って「普通預金」で入力したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納額の保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力時及び入力後の処理結果リストの確認を確実に実施することを周知しました。		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)		
34	国民年金保険料追納申込書の誤り	通知書等の作成誤り	宮崎	事務センター	2014年10月30日	2014年12月3日	○担当者が記録を確認したところ、追納申込期間の始期の確認を誤ったことにより過誤納が発生したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納納付書を作成する際の被保険者記録照会画面の確認及び入力後の警告メッセージの確認の徹底について周知を行いました。	1名	過徴収	430,590		
35	特別催告状送付対象者の選定誤り	通知書等の作成誤り	大阪	淀川	2014年7月1日	2014年7月3日	○お客様から問合せがあり、60歳以上の高齢任意加入者に特別催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、60歳以上で任意加入期間のみ未納があるお客様は、特別催告の対象ではないため、対象者の抽出条件の確認を徹底しました。	19名	—	0		
36	国民年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	事務センター	2014年7月17日	2014年7月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料・追納納付書の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納付書を回収し、本来送付するお客様あてに納付書を送付しました。 ●担当部署において、封入物と宛名が相違する場合は、封入した封筒に届書の原本等を必ず添付するよう周知・徹底しました。	2名	—	0		
37			広島	広島西	2014年11月14日	2014年12月4日		2名	—	0		
38	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	北海道	帯広	2014年3月27日	2014年4月8日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理遅延が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、早割、2年前納額等の保険料を領収しました。未処理の申出書については処理を行いました。 ●担当部署において、受付した書類については必ず受付進捗管理システム登録担当者に引継ぎ、漏れなく登録を行うよう周知を行いました。また、入力締切日のスケジュールを確認し、締切日直前のものは、他に優先して処理を行うことを徹底しました。	1名	—	0		
39			東京	府中	2014年4月1日	2014年4月14日		1名	—	0		
40			北海道	札幌西	2014年3月17日	2014年4月2日		1名	—	0		
41			北海道	札幌西	2014年3月17日	2014年4月2日		1名	—	0		
42			東京	八王子	2013年12月9日	2014年5月14日		1名	—	0		
43			東京	荒川	2014年2月26日	2014年5月27日		1名	—	0		
44			受理後の書類管理誤り	埼玉	越谷	2013年8月頃		2014年5月14日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料免除申請書、口座振替納付申出書が紛失していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、1年前納額を領収することで了承を得ました。 ●申請書を再提出いただき処理を行いました。訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システム登録者の固定化を図るとともに、処理状態が明確なBOXで届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
45				静岡	浜松東	2014年1月28日		2014年5月30日		1名	—	0
46				香川	高松東	2014年6月12日		2014年6月30日		1名	—	0
47				福岡	小倉北	2014年5月9日		2014年6月20日		1名	—	0
48	福岡	東福岡		2014年7月18日	2014年9月9日	1名	—	0				

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
49	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1996年 2月20日	2012年 8月30日	○機構本部から連絡があり、共済組合と厚生年金保険に加入し旧法共済の退職年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、共済加入期間や受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	未払い	5,930,109
50			本部	旧社会保険 業務センター	1986年 6月2日	2011年 2月9日	○年金事務所から連絡があり、夫が共済組合と厚生年金保険に加入し旧法共済の退職年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢厚生年金を裁定していたことが判明しました。またそのことにより、妻の老齢基礎年金に対して、本来加算できない振替加算が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。記録の訂正を行い、老齢年金が正しく支払われたことを確認しました。また、振替加算の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	2名	その他	4,023,818
51			千葉	佐原	1989年 6月8日	2014年 2月6日	○遺族年金請求時に死亡した夫の記録について確認したところ、本来合算対象期間とすべき妻の共済組合加入期間を夫の老齢基礎年金の対象期間として算入していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,197,648
52			福岡	東福岡	1988年 11月17日	2013年 10月28日	○機構本部や事務センターからの連絡により、通算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や通算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,243,209
53			群馬	高崎	1989年 5月11日	2013年 9月2日		1名	未払い	50,965
54			東京	大田	1988年 5月23日	2014年 2月4日		1名	未払い	625,178
55			東京	墨田	1987年 4月23日	2014年 1月20日		○事務センターから連絡があり、通算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。また記録訂正により必要となる裁定取消処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や通算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
56	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	1998年 7月9日	2014年 6月30日	○機構本部や事務センターから連絡があり、老齢年金の受給に必要な期間の確認不足による受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。記録の訂正を行い、未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件や受給権発生日について周知するとともに研修を行いました。	1名	未払い	4,097,708
57			香川	高松東	2013年 9月5日	2013年 9月25日		1名	未払い	1,944,888
58			岩手	宮古	2005年 4月7日	2013年 4月18日		1名	未払い	17,500
59			青森	弘前	1996年 2月1日	2014年 2月24日		1名	未払い	489,956
60			高知	高知東	1994年 8月4日	2014年 5月2日		1名	—	0
61			埼玉	越谷	1997年 8月12日	2013年 10月17日		○機構本部から連絡があり、合算対象期間や任意加入期間の確認不足により、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取消を行いました。 ●担当部署において、合算対象期間や任意加入の取扱いについて説明し、受付時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
62			大阪	淀川	1991年 9月15日	2013年 8月14日	○機構本部や事務センターからの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入期間について注意するよう周知徹底しました。	1名	過払い	4,228
63			大阪	淀川	2004年 4月13日	2014年 3月17日		1名	過払い	70,000
64			徳島	徳島南	1988年 4月14日	2014年 4月8日		1名	過払い	218,885
65			岡山	高梁	1989年 2月23日	2014年 5月19日		1名	過払い	52,557
66	千葉	船橋	1999年 7月22日	2014年 6月25日	1名	過払い		27,281		
67	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	倉吉	1992年 3月31日	2012年 7月31日		○遺族年金請求時又は機構本部からの連絡や記録調査時の確認により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
68			大阪	貝塚	2005年 7月7日	2012年 10月25日	1名		未払い	370,087
69			長野	松本	1985年 6月27日	2013年 6月18日	1名		未払い	191,991
70			大阪	福島	1992年 4月16日	2014年 1月6日	1名		未払い	1,080,000
71			大阪	堺東	1996年 11月1日	2014年 4月9日	1名		未払い	2,926,620
72			北海道	稚内	1998年 4月2日	2014年 5月23日	1名		未払い	145,816
73			岩手	一関	2004年 5月12日	2010年 10月4日	○遺族年金請求時に、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。		1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)	
74	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	1996年 8月21日	2013年 7月11日	○年金相談時又は機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
75			神奈川	横浜中	1998年 2月12日	2014年 2月18日		1名	過払い	75,000	
76			愛媛	松山西	2008年 10月2日	2014年 4月4日		1名	過払い	91,931	
77			福岡	小倉北	2003年 1月18日	2014年 4月10日		1名	過払い	161,000	
78			東京	新宿	2003年 8月14日	2013年 12月5日		1名	過払い	303,003	
79			鳥取	倉吉	2000年 3月27日	2014年 6月30日		1名	過払い	2,384,443	
80			東京	千代田	1993年 1月頃	2014年 7月16日		1名	過払い	2,266,000	
81			熊本	事務センター	2012年 1月12日	2014年 9月19日		1名	過払い	399,687	
82			福岡	西福岡	2012年 11月2日	2014年 5月16日		○他の年金事務所から連絡があり、旧三共済組合期間の確認不足により、本来退職共済年金として決定すべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,969,930
83			東京	港	1993年 7月20日	2011年 10月31日		○機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合へ移管された厚生年金被保険者期間について、機構における移管処理がされないまま老齢厚生年金や通算老齢年金として決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	359,703
84	石川	七尾	1987年 12月頃	2013年 8月22日		1名	—	0			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)	
85	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2002年 4月10日	2011年 2月21日	○機構本部や事務センターからの連絡又は年金記録調査時の記録確認により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納処理を行いました。過徴収のあるお客様については還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	81,092	
86			東京	江戸川	1988年 8月4日	2013年 7月23日		1名	過徴収	23,367	
87			宮崎	延岡	2000年 5月頃	2013年 3月27日		1名	過払い	67,464	
88			北海道	稚内	1978年 8月3日	2013年 12月17日		1名	過徴収	3,823	
89			北海道	札幌東	1961年 5月1日	2013年 12月20日		1名	過払い	34,690	
90			山口	宇部	1997年 10月3日	2011年 2月3日		1名	過払い	237,806	
91			鹿児島	鹿屋	1976年 11月19日	2014年 6月11日		1名	過徴収	20,020	
92			鹿児島	鹿児島北	2009年 2月19日	2014年 6月11日		1名	過徴収	656,955	
93			山形	鶴岡	1997年 1月9日	2014年 7月28日		○遺族年金の請求時に、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	248,937
94			大阪	事務センター	2000年 6月1日	2013年 11月7日		1名	過払い	299,000	
95	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2000年 3月28日	2013年 6月21日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,696	
96			沖縄	事務センター	2014年 8月14日	2014年 9月17日	○年金相談時又は機構本部からの連絡により、年金記録の重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,791	
97			愛媛	松山西	2005年 4月1日	2014年 9月9日	1名	過払い	111,898		
98			東京	港	2002年 9月4日	2014年 7月9日	○年金相談時に、老齢年金の裁定後に国民年金納付記録を補正したものの、再裁定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録補正時における再裁定の要否等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	44,550	
99			香川	高松東	1997年 2月20日	2014年 1月15日	○遺族年金請求書の点検時に、国民年金特別一時金の支給対象となった期間について本来保険料納付済期間から削除すべきところ、記録訂正を行わずに老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	977,472	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
100	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2014年 3月24日	2014年 10月14日	○他の事務センターから連絡があり、記録調査時の確認不足により脱退手当金支給済みの厚生年金被保険者期間であったにもかかわらず、新たに判明した期間として記録を追加再裁定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金被保険者期間が新たに判明した際には、脱退手当金の支払いの有無等の確認を慎重に行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	8,030,707
101			栃木	栃木	1982年 10月14日	2014年 6月5日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時において月額変更記録の収録が完了しないうちに裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。差額は発生しないものの、記録の訂正を行いました。 ●現在は裁定後に記録を訂正する場合にはお客様の了承を得ることにしていますが、朝礼時に年金記録の確認等について周知徹底しました。	1名	—	0
102	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2013年 8月8日	2014年 2月6日	○ブロック本部から連絡があり、共済組合への繰上げ請求年月日の確認不足から、本来、退職共済年金の受付日と同日にすべき老齢基礎年金の受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱い及び受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	44,283
103			北海道	事務センター	2006年 12月4日	2014年 11月5日	○ブロック本部から連絡があり、支給開始年齢の特例が適用される退職共済年金受給者について、一部繰上げの老齢基礎年金裁定時に退職共済年金の支給開始年齢の登録を漏らしたため、老齢基礎年金額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、支給開始年齢の特例の適用を受ける退職共済年金受給者の繰上げ請求に係る取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	81,445
104			奈良	奈良	2012年 8月17日	2012年 12月14日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の繰上げ請求時期を誤って案内し裁定したことで、年金額がお客様の希望どおりとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰上げに係る取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,989
105			奈良	奈良	2012年 9月14日	2012年 12月13日	○お客様からの問合せにより、65歳以降に請求していなかった分の老齢厚生年金について、さかのぼりの受給を希望していたにもかかわらず、請求時点における繰下げ請求を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	224,611

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
106	高齢基礎・高齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	東京	中野	2014年 3月17日	2014年 6月11日	○お客様からの問合せにより、委託社会保険労務士が、繰下げ請求を行った際に請求月以前の年金もさかのぼって支給する旨の誤った説明を行い、繰下げ請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。繰下げ請求の取消を行い、お客様の年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	1,978,392
107		確認・決定誤り	東京	目黒	2014年 1月27日	2014年 4月3日	○お客様からの問合せにより、委託業者が、請求者が70歳到達時点での繰下げを希望していたにもかかわらず、繰下げ請求手続きの案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。繰下げ請求書を受付し、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導するとともに、担当部署において、支給開始時期等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	275,756
108	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2002年 5月30日	2013年 10月4日	○機構本部や事務センターからの連絡により、高齢年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	447,795
109			香川	善通寺	2002年 5月9日	2013年 10月28日		1名	未払い	1,159,786
110			香川	善通寺	2000年 9月28日	2013年 12月5日		1名	未払い	1,843,505
111			徳島	徳島北	2004年 6月24日	2014年 1月24日		1名	未払い	79,490
112			静岡	掛川	1989年 9月14日	2013年 6月14日		1名	未払い	851,511
113			新潟	新発田	1968年 3月頃	2014年 1月23日		2名	未払い	1,432,298
114			新潟	上越	1993年 8月20日	2013年 10月11日		1名	未払い	2,631,225
115			宮崎	宮崎	1994年 11月10日	2014年 4月23日		1名	未払い	1,440,033
116			千葉	市川	2007年 12月20日	2014年 5月8日		2名	未払い	1,760,263
117			静岡	清水	1992年 8月16日	2014年 3月14日		1名	未払い	1,223,273
118			宮崎	都城	1992年 4月20日	2014年 6月12日		1名	未払い	1,236,676
119			宮崎	宮崎	2005年 4月6日	2014年 10月6日		1名	未払い	80,534
120	福岡	西福岡	2008年 1月31日	2014年 9月29日	1名	未払い	320,535			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
121	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1994年 6月2日	2013年 10月24日	○機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合への短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	797,250
122			青森	弘前	1992年 12月24日	2014年 3月6日		1名	過払い	114,691
123			栃木	大田原	1987年 6月頃	2014年 4月3日		1名	過払い	176,420
124			北海道	帯広	2002年 3月1日	2013年 7月24日	○年金相談の際に、受給要件の確認不足により金額的に不利となる条文を適用し、遺族厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行うことで了承を得ました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を裁定する際には、年金記録や遺族年金の受給要件を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	8,780,183
125			福島	事務センター	2014年 6月6日	2014年 7月9日		1名	—	0
126			大阪	堀江	2003年 2月13日	2013年 4月30日	○年金相談時又は機構本部からの連絡により、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金及び遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行うことで了承を得ました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	267,992
127			栃木	大田原	1978年 7月22日	2013年 10月8日		1名	未払い	22,773,354
128			岩手	一関	1994年 6月29日	2013年 11月19日		1名	未払い	259,199
129			宮崎	宮崎	1999年 8月6日	2013年 12月17日		1名	未払い	119,875
130			鹿児島	奄美大島	1993年 3月11日	2014年 2月12日		1名	未払い	169,573

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
131	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2011年 3月24日	2014年 4月3日	○お客様から問合せがあり、障害年金決定時に受給権発生年月日を20歳到達年月日とすべきところ、請求書の受付年月日で登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,058
132			愛知	事務センター	2014年 8月7日	2014年 8月27日	○お客様から問合せがあり、初診日から1年6か月を経過せずに症状が固定した場合の障害年金の認定日請求について、受給権発生年月日を症状が固定した日とすべきところ、初診日から1年6か月を経過した年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定日の取扱いや審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	772,800
133			本部	旧社会保険 業務センター	1999年 7月22日	2014年 10月9日	○他の部署からの連絡又は障害状態の再認定作業時の確認により、2つの傷病により併合認定を行い障害年金を決定すべきところ、1つの傷病のみで審査を行い、障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、傷病名や診断書の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,969,283
134			群馬	高崎広域 事務センター	2007年 10月10日	2013年 10月8日	○他の部署からの連絡があり、障害厚生年金の不支給決定にあたり、請求事由の確認不足から誤った内容で不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者が不支給決定の内容について訂正を行い、お詫びの文書及び正しい不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、請求事由の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,135,605
135			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 7月23日	2014年 10月16日	○他の部署から連絡があり、相談時の合算対象期間の確認不足により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、正式な決定を希望したため、審査を行い却下通知書を送付しました。 ●担当部署において、納付要件の確認については複数人で行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
136		説明誤り	福岡	南福岡	2014年 4月28日	2014年 10月27日	○事務センターから連絡があり、相談時の合算対象期間の確認不足により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、正式な決定を希望したため、審査を行い却下通知書を送付しました。 ●担当部署において、納付要件の確認については複数人で行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
137	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2011年 3月4日	2013年 9月26日	○お客様からの問合せ又は障害状態の再認定作業時の確認により、障害年金決定時における障害等級や診断書コードの登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正を行い、未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	456,400
138			北海道	事務センター	2009年 7月16日	2014年 8月21日		1名	未払い	1,294,900
139			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2012年 12月13日	2014年 8月4日		1名	—	0
140			熊本	事務センター	2014年 7月25日	2014年 11月28日	○機構本部へ進達した障害年金の額改定報告書の内容を再確認したところ、診断書コードの記載を誤ったことで本来提出の必要のない診断書が案内されたまま、診断書未提出として支払が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,000
141			大分	大分	2009年 8月頃	2013年 5月20日	○お客様からの問合せにより、障害年金請求時に初診日の証明が添付されていないにもかかわらず、障害年金に該当しないものとして連絡し請求書を返していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。あらためて審査を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、返戻内容などに不明確な点がある場合には必ず審査担当者に確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	3,869,521
142			静岡	島田	2014年 5月16日	2014年 10月24日	○お客様から問合せがあり、初診日が厚生年金加入中ではないと判断されたため機構本部から返戻された障害厚生年金請求書について、本来事務センターに進達すべき障害基礎年金請求書とともに、再度機構本部に進達したことにより不支給決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部から返戻された障害基礎年金の裁定を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の進達先の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
143			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 9月18日	2014年 12月10日	○担当部署において裁定後の障害厚生年金について確認したところ、入力処理時の警告事故リストの確認不足から、本来年金額には反映されない保険料徴収権が時効消滅した期間を含んで決定していたことが判明しました。 ●担当者が障害厚生年金の再裁定を行い、お詫びの文書及び正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び警告事故リスト出力時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
144	愛媛	事務センター	2014年 6月30日	2014年 9月24日	○市役所から連絡があり、初診日が国民年金第1号被保険者期間ではないため、本来、市役所が受け付けない障害基礎年金請求書を預かり事務センターへ回付したことにより、受給権発生年月日がお客様への説明と異なっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。市役所で預かった日付を受給権発生年月日として訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●市役所より、再発防止策等の報告がありました。	1名	未払い	119,991		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
145	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2014年 7月14日	2015年 1月7日	○お客様からの問合せにより、障害年金の所得調査時に併せて入力処理を行わなければならない現況届について、お客様の転居先を管轄する事務センターへの入力依頼を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数人によるチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	257,600
146			熊本	事務センター	2014年 9月10日	2014年 10月3日	○担当部署において障害年金の所得調査後に点検したところ、所得状況連名簿に誤って死亡年月日を表示し、引き継いだ担当者も市役所への確認を漏らしたことから、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況連名簿に死亡の表示があった際においても市区町村への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,000
147	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2013年 4月8日	2013年 7月31日	○お客様から問合せがあり、死亡した受給者が複数の年金を受給していたものの、未支給年金請求書への年金コードの記入について一方のみを案内したことから、他方の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時の点検等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,500
148			本部	機構本部 (支払部)	2014年 8月4日	2014年 10月28日	○他の部署から連絡があり、再裁定により発生した未支給年金を決定する際に請求者の続柄の登録を誤ったことから、特別徴収を行う必要のない介護保険料を差し引いて未支給年金を決定していたことが判明しました。 ●お客様との連絡がつかなかったものの、訂正を行い未払いとなった年金の支払を行いました。 ●担当部署において、再裁定後に追加の処理が必要な場合には再裁定前の処理状況等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,100
149		入力誤り	本部	機構本部 (支払部)	2014年 9月12日	2014年 10月20日	○お客様から問合せがあり、再裁定により発生した未支給年金を決定する際に、請求者氏名の登録を誤ったことから、未支給年金が振込不能となっていたことが判明しました。	1名	未払い	114,270
150			本部	機構本部 (支払部)	2014年 9月1日	2014年 10月29日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	9,750
151			本部	機構本部 (支払部)	2014年 8月25日	2014年 11月4日	●担当部署において、入力後のチェック等を確実に実行するよう周知徹底しました。	1名	未払い	41,171
152		説明誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2014年 5月1日	2014年 9月22日	○お客様からの問合せにより、委託業者が、未支給年金を請求できる遺族の範囲が拡大した時期及び死亡年月日の確認不足から、未支給年金を請求できない続柄のお客様に対して請求書を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。お詫びの文書を送付し請求書をお客様に返戻しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
153	特別一時金に係る誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年3月6日	2014年3月25日	○担当部署において決定済みの特別一時金について機構本部から送付された一覧表を点検したところ、審査後の入力用帳票への転記誤りから特別一時金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、転記を廃止するなど審査方法を見直し、複数人でのチェックを徹底することを周知しました。	1名	過払い	189,100
154	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	1992年9月頃	2014年7月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の裁定後に配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,199
155			愛知	大曾根	1995年10月20日	2014年10月23日	○機構本部から連絡があり、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、妻の配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,760,925
156			栃木	大田原	2001年12月20日	2012年12月27日	○年金相談の際に、配偶者の老齢年金裁定時に年金記録の確認が不足したことにより加給年金額加算開始事由該当届の案内を行わなかったことから、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、届出を案内しました。届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,876,781
157			東京	府中	2008年2月14日	2013年8月28日		1名	未払い	3,196,394
158			愛知	豊橋	2008年5月15日	2014年4月9日		1名	未払い	231,000
159			岡山	岡山西	2010年10月22日	2014年5月28日		1名	未払い	2,362,460
160			東京	江戸川	1983年12月5日	2012年12月5日		○遺族年金請求時に請求者の裁定原簿を確認したところ、旧法の厚生年金保険の老齢年金裁定時に、法律改正前の加給年金額を加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧法の厚生年金保険の加給年金に係る取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い
161			宮崎	延岡	1990年1月頃	2014年2月6日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,108
162			東京	立川	1994年10月27日	2013年10月18日		1名	未払い	1,820,136

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
163	加給年金の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	1990年 5月26日	2013年 9月17日	○年金事務所における再裁定書類の内容点検時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	81,830
164			神奈川	鶴見	1993年 7月20日	2013年 12月6日		1名	未払い	321,638
165			鹿児島	川内	1992年 7月30日	2014年 3月6日		1名	未払い	838,177
166			神奈川	相模原	1987年 5月19日	2012年 8月20日		1名	未払い	4,543,369
167			東京	板橋	1986年 12月31日	2014年 3月28日		1名	未払い	1,654,987
168			東京	江戸川	1999年 11月25日	2014年 3月7日		1名	未払い	175,500
169			神奈川	相模原	1996年 1月13日	2013年 4月15日		1名	未払い	486,986
170			長野	伊那	1995年 6月22日	2014年 6月4日		1名	過払い	1,263,475
171			東京	港	1988年 11月17日	2014年 7月23日		1名	未払い	171,600
172			愛媛	松山東	1996年 5月16日	2014年 8月28日		1名	未払い	480,187
173			北海道	稚内	1995年 5月頃	2014年 9月5日		1名	未払い	778,282
174			静岡	浜松東	1997年 9月14日	2013年 9月13日		1名	未払い	129,648
175			静岡	浜松東	1997年 9月10日	2014年 2月10日		1名	未払い	496,984
176			福岡	直方	2000年 1月5日	2013年 9月20日		1名	未払い	398,250
177			島根	松江	1995年 3月2日	2014年 7月11日		1名	未払い	162,808

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
178	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	旧社会保険 業務センター	2003年 5月9日	2014年 9月17日	<p>○記録調査時の確認又は年金事務所から連絡により、障害厚生年金や老齢厚生年金の裁定時に、配偶者の年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	過払い	1,094,432
179			茨城	事務センター	1991年 12月12日	2014年 10月21日		1名	未払い	33,733
180			滋賀	大津	2013年 8月21日	2014年 2月13日		1名	過払い	1,400,799
181	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	1992年 10月22日	2013年 3月13日	<p>○遺族年金請求時に、請求者の老齢基礎年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	過払い	3,239,150

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
182	振替加算の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	1995年 10月26日	2013年 12月4日	○遺族年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事象発生 の未然防止に努めています。	1名	過払い	1,014,002
183			兵庫	尼崎	1980年 11月20日	2014年 1月27日		1名	未払い	4,928,000
184			千葉	千葉	1993年 2月28日	2014年 3月6日		1名	過払い	1,100,000
185			東京	千代田	2000年 8月31日	2014年 3月11日		2名	未払い	3,318,666
186			栃木	栃木	1991年 4月20日	2014年 6月20日		1名	未払い	5,107,632
187			東京	八王子	1991年 6月14日	2014年 6月25日		1名	未払い	3,357,298
188			静岡	三島	2002年 4月8日	2014年 6月13日		1名	過払い	532,081
189			栃木	大田原	1991年 11月頃	2014年 6月13日		1名	未払い	5,158,207
190			東京	練馬	2002年 8月15日	2014年 8月13日		1名	未払い	950,000
191			東京	練馬	1995年 8月3日	2014年 8月15日		1名	未払い	3,800,000
192			愛媛	宇和島	1991年 5月20日	2014年 8月20日		1名	未払い	5,276,315
193			和歌山	和歌山西	2000年 2月1日	2014年 9月11日		1名	未払い	2,694,333
194			兵庫	明石	1991年 9月30日	2014年 6月27日		1名	未払い	5,119,616
195			北海道	札幌東	1987年 5月18日	2014年 9月17日		1名	未払い	4,912,134
196			千葉	市川	2000年 2月頃	2014年 10月1日		1名	未払い	2,664,504
197			神奈川	川崎	1992年 4月20日	2014年 9月26日		1名	未払い	4,936,411
198			広島	備後府中	1994年 8月14日	2014年 7月8日		1名	未払い	4,247,281
199			茨城	事務センター	1992年 7月2日	2014年 9月17日		1名	未払い	3,325,916
200			茨城	事務センター	1993年 1月7日	2014年 9月24日		1名	未払い	3,262,150
201			茨城	事務センター	1990年 5月11日	2014年 11月14日		1名	未払い	4,783,760
202	山梨	竜王	1988年 12月22日	2014年 9月24日	1名	未払い	4,595,566			
203	千葉	市川	1990年 4月26日	2014年 10月2日	1名	未払い	4,144,764			
204		確認・決定誤り	福岡	南福岡	2009年 7月30日	2014年 11月10日	○遺族年金請求時に、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	627,370

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
205	振替加算の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	1991年 3月22日	2014年 7月14日	○年金相談時に、老齢年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	2,370,476
206			三重	津	1996年 8月14日	2014年 10月2日	○年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。	1名	未払い	3,481,796
207			茨城	水戸北	1987年 3月頃	2014年 10月23日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	5,279,648
208			栃木	宇都宮西	2001年 11月6日	2014年 8月18日	●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	5,195,320
209			山梨	大月	1995年 11月頃	2014年 8月26日		1名	未払い	3,434,547
210			東京	荒川	1991年 10月24日	2014年 8月26日		1名	未払い	4,163,034
211			栃木	宇都宮西	2001年 2月24日	2014年 8月25日		1名	未払い	2,152,891
212			群馬	太田	1990年 3月1日	2014年 9月12日		1名	未払い	4,506,779
213			岐阜	美濃加茂	1994年 12月頃	2014年 9月16日		1名	未払い	4,196,334
214			山梨	甲府	2001年 2月1日	2014年 10月22日		1名	未払い	1,328,640
215			長野	長野南	1995年 3月6日	2014年 12月15日		1名	未払い	4,161,634
216			山口	宇部	1990年 7月19日	2014年 8月1日	○事務センターから連絡があり、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。	1名	未払い	4,247,256
217			栃木	栃木	2002年 6月24日	2014年 8月9日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,101,390
218			茨城	事務センター	1995年 6月22日	2014年 10月24日	○機構本部から連絡があり、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,871,431

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
219	振替加算の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	1988年 6月23日	2014年 12月11日	○未支給請求書の審査の際に年金記録を確認したところ、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,852,669
220			兵庫	尼崎	1997年 12月7日	2014年 1月15日	○未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢基礎年金請求時に配偶者との生計維持関係を確認できる添付書類や老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出案内を漏らしたことから、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,090,432
221			愛知	名古屋西	2000年 3月15日	2014年 7月29日		1名	未払い	1,707,799
222			福岡	南福岡	1994年 3月18日	2014年 8月27日		1名	未払い	4,421,334
223			東京	八王子	1992年 7月31日	2014年 7月15日		1名	未払い	3,310,093
224			千葉	事務センター	1999年 5月23日	2014年 4月30日		○機構本部からの連絡により、老齢厚生年金の再裁定時に年金記録の確認が不十分であったために、加給年金額加算開始事由該当届の案内を漏らしたことから、加給年金額の加算及び配偶者の老齢基礎年金の振替加算の支給漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、加給年金及び振替加算の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い
225	年金分割に係る誤り	確認・決定誤り	本部	旧社会保険 業務センター	2008年 7月18日	2014年 10月14日	○年金事務所から連絡があり、離婚時の年金分割による標準報酬改定請求の処理を行った際に、旧法の厚生年金保険の受給者については出力されたリストにより手作業で年金額の改定処理を行うべきところ、リストの確認不足により改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、リスト出力後の作業について確認し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	4,217,138
226			京都	事務センター	2012年 1月16日	2012年 1月26日	○お客様から問合せがあり、年金分割の請求期限の直前に郵送された標準報酬改定請求書に不備があり、返戻準備中に請求期限を過ぎたことから、返戻の際に再提出はできないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。請求書が郵送された日をもって改定処理を行いました。 ●担当部署において、請求期限が近づいている標準報酬改定請求書の点検を周知徹底しました。	2名	未払い	118,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
227	年金選択の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2013年 4月2日	2013年 10月28日	○お客様から問合せがあり、年金額や労働者災害補償保険の障害補償、税金の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	97,717
228			長崎	佐世保	2013年 3月7日	2013年 8月23日		1名	未払い	182,716
229			長野	松本	2010年 4月2日	2010年 11月5日		1名	過払い	356,400
230			群馬	高崎	2012年 5月14日	2012年 11月9日		1名	過払い	51,960
231			岩手	花巻	2008年 8月14日	2014年 1月23日		○お客さまから問合せがあり確認したところ、65歳から遺族厚生年金と旧法国民年金の通算老齢年金が併せて受給できるのにもかかわらず、通算老齢年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。選択処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
232	宮崎	延岡	1989年 11月頃	2014年 2月6日	○事務センターから連絡があり、年金受給選択処理にあたりいったん支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、老齢年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,711,183		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
233	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1997年 10月30日	2014年 2月13日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理後に再裁定処理を機構本部へ依頼すべきところ、引継ぎ不足により再裁定処理票が機構本部へ進達されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力処理後の連絡体制を整備し、再裁定の漏れがないよう周知徹底しました。	1名	未払い	375,666
234			京都	上京	1986年 4月頃	2013年 11月7日	○お客様からの問合せにより確認したところ、昭和61年法律改正により65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することとなり資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	785,931
235			埼玉	事務センター	2010年 12月9日	2014年 11月13日	○機構本部からの連絡により確認したところ、郵送された老齢厚生年金の請求書に記載された雇用保険被保険者番号の確認不足により、別人の雇用保険被保険者番号を登録したために、雇用保険との調整による支給停止が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、雇用保険被保険者証の写しの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	316,600
236			青森	青森	1999年 2月10日	2013年 6月25日	○事務センターから連絡があり、年金受給選択処理にあたりいったん支払いの保留を行ったものの、保留処理の解除を漏らしたことにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	71,961
237			本部	旧社会保険 業務センター	2008年 5月15日	2010年 8月2日	○年金事務所から連絡があり、再裁定後に時効特例給付額を計算する際に配偶者の年金記録の確認不足等から、時効特例給付額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,028,193

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
238	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	福岡	小倉北	2014年 9月3日	2014年 10月10日	○お客様からの問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金の支払いに係る諸変更処理のスケジュールの確認不足等により、年金の支払時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早期に支払を行うことで了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	なし	—	0
239			大阪	守口	2014年 6月23日	2014年 12月16日	○お客様からの問合せがあり、雇用保険と年金の調整について、確認不足により年金の支給停止期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、雇用保険との調整の取扱についてマニュアル等で確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
240			本部	機構本部 (年金相談部)	2014年 9月22日	2014年 11月11日	○お客様からの問合せがあり、委託業者が雇用保険と年金の調整について、確認不足により年金の支給停止期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行ったが、理解を得られませんでした。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0
241			山形	寒河江	2014年 8月6日	2014年 10月10日	○お客様から問合せがあり、繰上げ方法や配偶者の年金記録の確認不足により、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、裁定原簿やを配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
242			大分	大分	2014年 8月20日	2014年 12月11日		1名	—	0
243			千葉	船橋	2014年 5月23日	2014年 10月14日	○お客様からの問合せがあり、委託社会保険労務士が年金見込額計算方法を誤った上、配偶者の年金記録の確認不足により、年金の支払見込額の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
244			愛知	中村	2014年 4月17日	2014年 11月7日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
245	年金の支払い保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2014年 11月10日	2014年 12月15日	○お客様からの問合せにより、年金受給者の死亡の電話連絡があった際に、聴き取り不足から誤って死亡した配偶者の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	275,982
246			本部	機構本部 (支払部)	2014年 10月17日	2014年 12月19日	○お客様からの問合せにより、年金受給者の死亡の電話連絡があった際に、基礎年金番号の確認不足から誤って別人の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	159,493
247			岡山	岡山広域 事務センター	2008年 2月4日	2014年 5月21日	○死亡届の入力時に確認したところ、年金の裁定時に支払の保留を行ったものの、裁定後に保留解除処理が機構本部へ依頼されていなかったことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時に支払保留を行う際には、その後の進捗管理等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	598,133
248	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2014年 1月30日	2014年 4月3日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付月数の確認不足から、死亡一時金の金額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。金額の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査手順を見直すとともに年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,500
249	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	事務センター	2014年 6月27日	2014年 6月30日	○お客様からの問合せにより、委託業者が現況届の提出を案内する封筒に別人の現況届を誤って封入し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した現況届を回収しました。 ●現況届が送付されなかったお客様にお詫びの上説明し、現況届の提出手続きについて案内しました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。担当部署においてもマニュアルに沿った正確な対応を徹底するよう周知しました。	5名	—	0
250			千葉	船橋	2014年 9月4日	2014年 9月4日	○年金相談後に点検したところ、お客様に被保険者記録照会回答票を交付する際に、プリンター出力された回答票の内容の確認不足から、別人の回答票も併せて交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収しました。 ●誤って交付した回答票に記載された基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において整理整頓を行い、書類の交付の際には複数人での確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)	
251	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	奈良	事務センター	2014年 8月22日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、年金見込額等の確認不足から再裁定申出書の勧奨を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し再裁定を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正が必要な際には、再裁定の要否を確認するよう徹底しました。	1名	未払い	465,249	
252			神奈川	横浜中	2013年 10月25日	2014年 12月22日		1名	未払い	193,770	
253	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	大阪	淀川	2013年 11月19日	2014年 2月4日	○担当部署における点検により、担当者あてに郵送により提出された未支給年金請求書が未開封のまま放置されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書を機構本部へ進達しました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、担当者あての郵便物については、担当者に手交しその場で開封し受付進捗管理システムの登録した上で、書類の内容を確認するよう徹底しました。	1名	—	0	
254			未処理・処理遅延	北海道	函館	2011年 7月4日		2014年 4月8日	○事務センターから連絡があり、機構本部から返戻された額改定報告書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し支給停止については了承が得られましたが、返納については了承が得られませんでした。機構本部に処理を依頼し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
255		岩手		一関	2014年 4月10日	2014年 7月11日	○お客様からの問い合わせ又事務センターからの連絡により、再裁定処理票や繰下げ請求の取下げ申出書の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。書類を機構本部へ進達し、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名		未払い	138,091
256		東京		荒川	2012年 10月9日	2014年 8月7日		1名		未払い	4,912

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
257	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	福岡	久留米	2009年 12月25日	2014年 8月28日	○担当部署における未処理書類の点検や内部監査により、未支給年金請求書や通算老齢年金の請求書、障害者特例請求書、加給年金額対象者不該当届の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。書類を機構本部へ進達し、未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理と受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
258			神奈川	横浜中	2008年 9月頃	2013年 12月13日		1名	—	0
259			新潟	新潟東	2009年 2月25日	2014年 9月25日		1名	未払い	105,074
260			新潟	新潟東	2004年 4月28日	2014年 9月25日		1名	未払い	225,848
261			新潟	新潟東	2004年 3月16日	2014年 9月25日		1名	未払い	1,516,656
262			福岡	中福岡	1996年 8月頃	2014年 7月28日		2名	—	0
263			埼玉	川越	2009年 6月17日	2010年 8月10日		1名	—	0
264			佐賀	事務センター	2011年 1月14日	2014年 9月19日		1名	未払い	456,029
265			愛知	事務センター	2013年 11月29日	2014年 9月8日		1名	未払い	504,131
266			岩手	盛岡	1983年 6月頃	2013年 1月28日		1名	未払い	599,159
267			山形	寒河江	2012年 2月9日	2012年 12月25日		7名	その他	6,384,613
268			広島	広島東	2007年 10月頃	2014年 3月6日		4名	その他	2,785,373
269			愛知	豊田	2013年 8月6日	2013年 12月4日		10名	—	0
270			愛知	豊橋	2008年 9月4日	2014年 7月4日		1名	未払い	227,369
271			香川	高松西	2005年 2月16日	2012年 3月19日		1名	未払い	147,732
272	長野	松本	2014年 4月22日	2014年 6月11日	1名	—	0			
273	京都	事務センター	2014年 7月4日	2014年 10月16日	1名	未払い	161,000			
274	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2013年 6月13日	2014年 11月7日	1名	未払い	564,863			
275	本部	機構本部 (支払部)	2013年 8月頃	2014年 4月11日	1名	未払い	50,965			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)
276	住所変更処理の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2014年 9月24日	2014年 11月7日	○機構本部から連絡があり、基礎年金番号が不明なお客様の住所変更届を受付する際に、住所履歴や年金記録の確認不足から、別人の基礎年金番号をお客様のものとして誤認し住所変更の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●住所変更手続きの際に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対しては、連絡がつかなかったためお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、受付時に住所履歴等による本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
277			佐賀	事務センター	2014年 1月頃	2014年 7月3日	○お客様から連絡があり、裁定原簿に登録された住所が住民基本台帳ネットワークと相違する箇所の補正を行っていたところ、裁定原簿に住民基本台帳ネットワークと異なる居所の登録を希望していた受給者の確認が不足したことにより、住民基本台帳ネットワークに合わせて一律に住所変更処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に住所の確認及びお詫びの文書を送付し、住所の訂正を行いました。 ●担当部署において、住民基本台帳ネットワークに基づく住所変更を希望されない受給者の確認を徹底するよう周知しました。	39名	—	0
278	年金の振込先金融機関に係る誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	2014年 10月16日	2014年 12月15日	○お客様からの問合せや機構本部からの連絡により、年金の振込先金融機関の口座番号の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付・審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,800
279			山口	事務センター	2014年 8月20日	2014年 8月25日		1名	未払い	1,004,868
280		入力誤り	愛知	事務センター	2014年 2月27日	2014年 4月15日		1名	未払い	431,748
281			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 4月16日	2014年 8月21日		1名	未払い	144,924
282			確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2014年 9月1日		2014年 10月9日	1名	—
283	高知	事務センター		2014年 7月31日	2014年 10月31日	1名	未払い	6,716		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響金額 (単位:円)	
284	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	北海道	小樽	1989年 1月頃	2013年 3月29日	○事務センターや年金事務所からの連絡により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,186,000	
285			北海道	帯広	1978年 8月頃	2012年 12月7日		2名	未払い	1,102,332	
286			大阪	貝塚	1985年 1月頃	2013年 1月9日		1名	過払い	1,831,750	
287			東京	大田	2008年 5月13日	2013年 12月18日		1名	過払い	122,670	
288			埼玉	春日部	2008年 5月14日	2013年 9月20日		○年金事務所から連絡があり、生年月日やマイクロフィルムの確認不足等により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に文書等で複数回にわたり連絡しましたが、お客様からの連絡がありませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録や職歴の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	95,550
289			福岡	東福岡	2008年 3月13日	2014年 3月31日	○年金事務所から連絡があり、生年月日等の確認不足により、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが理解が得られませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録や職歴の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	682,500	
290			佐賀	事務センター	2008年 9月9日	2014年 6月10日	○年金事務所からの連絡により、別人記録が混在した年金記録で脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に文書等で複数回にわたり連絡しましたが、お客様からの連絡がありませんでした。消滅時効により返納告知はできませんが、記録を訂正し正しい金額を文書でお知らせしました。 ●担当部署において、相談時の年金記録や職歴の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
291			福島	事務センター	2003年 7月25日	2013年 10月21日	○再裁定に係る年金記録の確認作業の際に、別人記録が混在した年金記録で遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,124	
292			確認・決定誤り	静岡	沼津	2004年 6月15日	2013年 10月24日	○事務センターからの連絡又は裁定原簿への住民票コード収録時のエラーにより、基礎年金番号への厚生年金記号番号の統合処理や厚生年金被保険者記録の追加処理を漏らしたまま遺族年金や障害年金を老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	412,997
293				愛媛	今治	2000年 4月13日	2014年 3月10日		1名	未払い	350,196
294	本部 (障害年金業務部)	機構本部		2014年 3月13日	2014年 4月8日	1名	過払い		5,249		
295	埼玉	川越		2000年 11月30日	2014年 9月22日	1名	未払い		1,815,266		
296	埼玉	春日部		2004年 9月14日	2014年 11月11日	1名	未払い		1,100,209		

日本年金機構の平成27年2月分のシステム事故等一覧

整理番号	件名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	「二以上勤務被保険者 標準報酬月額決定通知書」における厚生年金保険料率の印字誤り	2014年9月3日	2014年9月3日	○年金事務所で使用している業務支援ツールが作成する「二以上勤務被保険者 標準報酬月額決定通知書」に、平成26年9月1日改定後の厚生年金保険料率(17.47%)ではなく、改定前の厚生年金保険料率(17.12%)が誤って出力されていたことが判明しました。 ●該当するお客様に対して、お詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。 ●プログラム修正は完了しています。	5事業所	—	0
2	厚生年金記録と統合共済記録において重複期間がある者の裁定誤り	2003年4月1日	2014年9月11日	○厚生年金記録と厚生年金に統合された共済記録とが重複しているお客様について、本来の月数より1ヶ月少ない被保険者期間で裁定され、年金額が1ヶ月分少ない額で計算されたことによる未払いが生じていたことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。	3名	未払い	20,149
3	平成6年法律改正に伴う従前額保障にかかる年金額計算誤り	1994年12月15日	2013年11月29日	○年金制度改正による年金額の見直しが行われた場合、改正後の年金額が改正前の年金額を下回る時は、既得権を保障するために従前額を支給する経過措置(従前額保障)が設けられていますが、平成6年法律改正時の従前額保障について、システムの不備により、恒久的に従前額(平成6年9月30日時点の額)を保障する対応が行われていなかったため、一部のお客様への未払いが判明しました(本件は、平成26年5月9日に公表した案件について、新たな対象者が判明したもの)。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●対象のお客様について、今後、恒久的に従前額を保障するよう対応をしました。	71名	未払い	1,730,951
4	平成26年4月年金額改定処理誤り	2014年4月1日	2014年5月26日	○平成26年4月の年金額改定における処理誤りにより、過払いが生じていたことが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した改定通知書を送付し、過払い分について返納に係る処理が完了したことを確認しました。	35名	過払い	25,763
5	船員保険における被保険者賞与支払届処理にかかる保険料計算誤り	2014年4月15日	2014年4月18日	○平成26年3月分(平成26年4月30日納期限)の保険料額納入告知書の保険料額に賞与分が反映されておらず、誤った保険料額を決定していることが判明しました。 ●管轄する年金事務所から、7事業所に対してお詫びの文書及び正しい保険料額納入告知書を送付しました。 ●プログラム修正は完了しております。 ●今後は、確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしています。	7事業所	未徴収	11,368,157
6	健保・厚年被保険者標準報酬改定通知書への出力不具合	2014年4月15日	2014年6月3日	○記録補正処理を行った際に出力される「健保・厚年被保険者標準報酬改定通知書」に、実際には処理していない補正記録が出力されていることが判明しました。(保険料の計算誤りは発生しておりません。) ●管轄する年金事務所から、5事業所に対してお詫びするとともに誤った決定通知書の回収及び正しい決定通知書を作成し送付しました。 ●プログラム修正は完了しております。 ●今後は、確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしています。	5事業所	—	0